

# 入 札 説 明 書

令和8年度官用車定期点検等整備業務及びタイヤ交換に係る

単価契約

令和8年4月

岡 山 労 働 局

## 目 次

- 1 入札公告
- 2 仕様書
- 3 入札説明書
- 4 付記事項
  - (1) 提出書類
  - (2) 入札方法及び書類等提出方法
  - (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

### 添付書類

契約書（案）、封書記載例

### 別添様式類

様式 1－1（入札書）  
様式 1－2（入札書）  
様式 2（委任状）  
様式 3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）  
様式 4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））  
様式 4－2（入札参加資格確認申請・証明書）  
様式 4－3（入札参加資格確認申請・証明書）  
様式 5（入札辞退届）  
様式 6（開札承諾書）  
様式 7（入札参加受付票）  
様式 8（誓約書）  
様式 9（自己申告書）  
調達についての質問票  
入札金額内訳書  
入札の流れ  
入札関係書類受領書

# 1 入札公告

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和8年4月9日

支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

## 1 調達内容

### (1) 件名

令和8年度官用車定期点検等整備業務及びタイヤ交換に係る単価契約

### (2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。

### (4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、記載された各項目の単価を算出した後、その単価に予定調達数量を乗じた総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い、紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

## 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(5) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

## 4 入札説明書の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）  
岡山労働局総務部総務課 会計第二係 橋本  
電話：086-225-2011

(2) 入札説明書の交付方法

岡山労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>）に掲載する。

交付期間：本公告の日から令和8年5月1日（金）午後5時まで

## 5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL  
政府電子調達システム  
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先  
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先  
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限  
令和8年5月7日(木)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限  
令和8年5月8日(金)正午
- (6) 開札の場所及び日時  
岡山労働局総務部総務課(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)  
令和8年5月8日(金)午後1時開始

## 6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法  
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、この者と単価契約を締結する。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

## 2 仕 様 書

# 仕 様 書

## 令和 8 年度官用車定期点検等整備業務及びタイヤ交換に係る単価契約

### 1. 対象物品

保有自動車一覧表（別紙 1）（以下「一覧表」という。）の、（1）「車検対象車両」に示す車両の法定上必要な定期点検及び、（2）「1 2 ヶ月点検対象車両」に示す車両の 1 2 ヶ月点検を実施し、点検の結果によって必要な整備（各種部品、部材の交換、調整等の作業をいう。以下同じ。）を実施する。

一覧表（別紙 1）に示した全車両について、法定上必要な点検以外の時期に整備が必要となった場合、これらの整備を適宜実施することとする。

整備については、単価表（別紙 2）に示す各種部品（油類含む。以下同じ）のうち、部品の交換等が必要となった箇所についてこれを実施する。交換を実施する箇所については、担当職員等と協議のうえ行うこと。

タイヤの交換（夏用タイヤ⇄冬用タイヤ）については、装脱着、バランス調整（駆動輪のみ）及び空気圧調整を含むものとする。

保有自動車の保管庁舎の所在地については、対象車両保管庁舎一覧表（別紙 3）（以下「庁舎一覧表」という。）に示したとおり。

### 2. 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。

### 3. 業務内容

対象となる車両を庁舎一覧表（別紙 3）に示す保管場所より引取りをおこない、自動車分解整備場の場所において仕様書上定められた定期点検、車体検査並びに整備、夏季・冬季のタイヤ交換等の作業を実施すること。なお、車両の保管場所にて実施可能な軽易な作業のみ行う場合は、その場において作業を行うことも可とする。

作業終了後は、原則、翌日（翌日が閉庁日の場合は次の開庁日とする）の閉庁時間（午後 5 時 1 5 分）までに配置庁舎に車両を返還することとする。

作業完了に際して、担当職員等に点検、整備等の結果を説明し、各種部品の交換についてこれが仕様書に定められ、かつ、確実に交換が遂行されたことを明らかにし、検収担当者の検収を受けることとする。

### 4. 単価の項目

単価表（別紙 2）に示した各項目の内容は次のとおりとする。

#### （1）定期点検及び調整（基本及び距離項目）費用について

普通乗用自動車及び小型乗用自動車並びに軽自動車における定期点検とは、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号、以下「法」という。）第 4 8 条に基づく自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号、以下「点検基準」という。）第 2 条第 1 項及び

第3項並びに第4項において規定する別表第3及び第5並びに第6において、指定される月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検を実施することとする。

小型貨物自動車における定期点検とは、点検基準別表第5において、12ヶ月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検を実施することとする。

上記定期点検により各項目に調整が必要となる場合はこれを実施することとする。走行距離に応じて調整が必要な箇所も同様とする。

普通乗用自動車及び小型乗用自動車並びに軽自動車における12ヶ月点検とは、点検基準別表第6において、12か月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検を実施することとする。

## (2) 検査等の代行費用について

保安基準適合検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める自動車検査独立法人及び法第94条の2ほかに規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得る検査のことをいう。

検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行することをいい、この申請に必要な継続検査申請書等を用意すること。

車両陸送とは、庁舎一覧表（別紙3）に示す庁舎より自動車分解整備場の場所までの引取り及び自動車分解整備場の場所から庁舎までの納車の一連の作業（タイヤ等の積上げ積み下ろしを含む）をいう。引取り及び納車に要する時間は、庁舎一覧表（別紙3）に示した庁舎から自動車分解整備場の場所までの車両陸送所要時間（2往復分）とし、その料金は、1台あたりの車両陸送料の額とする。

自動車検査証記載内容変更代行手数料とは、自動車検査証に記載されている所有者、使用の本拠の位置等の変更に係る事務手続きを代行することをいう。その際、委任状、自動車保管場所証明書については労働局で用意をする。

## (3) 各種部品の交換及び夏季・冬季のタイヤ交換

各種部品の交換について、これを純正品との交換を原則とする。純正品と同等の規格、品質を有しているものと交換する場合、別途、担当職員等と協議を行うこと。なお、下記に示す事項について留意すること。

エンジンオイルについては、SM品質（API規格）のものとする。

タイヤ及びスタッドレスタイヤの交換については、タイヤ本体価格にタイヤバルブ代を含み、また、交換作業料には装脱着及び組み替え、バランス調整、廃タイヤ処理を含むものとする。

スパークプラグについては、白金プラグ等の一式を含めた価格とすること。

また、乗用車用タイヤについては、環境に配慮したタイヤであることとし、ラベリング制度により低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを使用すること。

ワイパーの交換については、ワイパーゴム、ブレードの一式交換をおこなうこと。

各種部品の交換に必要な作業料金について、特に定めのない限り使用済みの各種部品の処分費用を含むものとする。

各種部品の交換に必要な作業料金を設定していない各種部品の交換について、部品代金に作業料金、各種消耗材等を含むものとする。

タイヤの交換（夏用タイヤ⇄冬用タイヤ）については、装脱着、バランス調整（駆動輪のみ）及び空気圧調整を含むものとする。

#### （４）その他

法定費用（自動車重量税、自賠責保険料）について、単価表（別紙２）に示すとおりとするが、税額の変更及び価格改定等費用の変更があった場合は、変更後の額とする。

車両の排気量及びサイズにより実施する作業内容、部品規格が異なる項目については、単価表（別紙２）に示した排気量及び車両重量等により区分しており、各車両の該当クラスについては、一覧表（別紙１）に示したとおりとする。

### ５．支払方法

月末締めで翌月払いとする。提出する請求書については、実施した車両ごとに請求金額のほか、単価表（別紙２）に示す項目ごとに内訳を区分し、交換部品が仕様書で定めた性能等を満たすものであることを明らかにすること。なお、各項目の単価は、単価表（別紙２）に示した額を超えて請求してはならない。

### ６．その他

単価表（別紙２）に示したものの以外の部品交換等（以下「追加整備」という。）が必要となった場合、車両ごとの追加整備内容及び金額を明示した書類を提出し、担当職員等の指示を受けること。追加整備を実施する場合については、本契約とは別に契約締結するものとする。

行った点検、整備について、その内容を車両に備えてある点検整備記録簿に記入するとともに、その写しを担当職員等に提出し、交換部品が確実に取り付けられたことを明らかにすること。なお点検、整備の内容を点検整備記録簿へ詳細に明記することが困難である場合は、内容を記載した書面を併せて提出すること。

なお、対象となる車両は一覧表（別紙１）に示したとおりである。

## (1) 車検対象車両

番号	所 属 名	メーカー	車 両 名	自 動 車 の 種 別	車 両 ク ラ ス	登 録 番 号	総排気量 (cc)	車両重量 (kg)	登録 年月日	車検満了 日	総走行距離 (km)
1	岡山労働局	日産	AD	小型貨物	1490	岡山 400 つ 2091	1,490	1,700	H20.10.10	R8.10.9	136,665
2	岡山労働局	日産	デイズルークス	軽	軽	岡山 581 う 3274	650	920	H27.9.4	R8.9.3	87,833
3	岡山労働局	日産	ノート	小型	1000 ~ 1350	岡山 502 な 9373	1,198	1,030	R2.1.24	R9.1.23	50,164
4	岡山労働局	トヨタ	プリウス	普通	1490	岡山 300 る 2834	1,490	1,260	H22.3.11	R9.3.10	28,948
5	岡山署	日産	デイズルークス	軽	軽	岡山 581 う 3275	650	920	H27.9.4	R8.9.3	48,736
6	岡山署	日産	デイズルークス	軽	軽	岡山 581 う 3276	650	920	H27.9.4	R8.9.3	77,019
7	倉敷署	スズキ	ワゴンR	軽	軽	倉敷 580 む 7826	650	770	H29.8.25	R8.8.24	32,567
8	笠岡署	スズキ	ソリオ	小型	1000 ~ 1350	倉敷 500 な 7226	1,320	970	H20.2.18	R9.2.17	52,347
9	和気署	日産	ティーダラティオ	小型	1490	岡山 501 ひ 8082	1,490	1,100	H19.12.13	R8.12.12	115,058
10	和気署	日産	ノート	小型	1000 ~ 1350	岡山 502 に 1686	1,198	1,030	R2.3.16	R9.3.15	24,262
11	新見署	日産	ティーダラティオ	小型	1490	岡山 501 ふ 1116	1,490	1,100	H20.2.19	R8.2.18	155,030
12	岡山所	トヨタ	サクシード	小型貨物	1490	岡山 400 な 308	1,490	1,600	H30.12.12	R8.12.11	29,352
13	岡山所	日産	AD	小型貨物	1490	岡山 400 て 3032	1,490	1,700	H24.11.8	R8.11.7	54,141
14	津山(美作)所	スズキ	ソリオ	小型	1000 ~ 1350	岡山 502 に 631	1,320	970	R2.2.25	R9.2.24	21,271
15	倉敷中央所	ダイハツ	ムーブ	軽	軽	倉敷 580 ね 6643	650	820	H30.2.14	R8.2.13	39,121
16	玉野所	ホンダ	フィット	小型	1490	岡山 502 つ 6535	1,490	1,080	H29.11.16	R8.11.15	18,264
17	高梁所	日産	AD	小型貨物	1490	岡山 400 と 3148	1,490	1,700	H28.6.28	R8.6.27	50,476
18	高梁(新見)所	ホンダ	フィット	小型	1490	岡山 502 つ 6508	1,490	1,080	H29.11.16	R8.11.15	45,023
19	笠岡所	日産	AD	小型貨物	1490	倉敷 400 す 1555	1,490	1,700	H28.12.8	R8.12.7	48,108

## (2) 12ヶ月点検対象車両

番号	所 属 名	メーカー	車 両 名	自 動 車 の 種 別	車 両 ク ラ ス	登 録 番 号	総排気量 (cc)	車両重量 (kg)	登録 年月日	車検満了 日	総走行距離 (km)
1	岡山労働局	日産	マーチ	小型	1000 ~ 1350	岡山 501 ゆ 916	1,190	950	H24.7.5	R9.7.4	128,833
2	岡山労働局	日産	ティーダラティオ	小型	1490	岡山 501 ふ 9244	1,490	1,100	H20.7.10	R9.7.9	178,392
3	岡山労働局	スズキ	アルトエコ	軽	軽	岡山 580 や 8957	650	710	H26.6.11	R9.6.10	65,276
4	岡山署	日産	ティーダラティオ	小型	1490	岡山 501 ふ 8169	1,490	1,100	H20.6.20	R9.6.19	142,379
5	岡山署	スズキ	スイフト	小型	1000 ~ 1350	岡山 502 と 6932	1,240	870	H31.3.5	R10.3.4	45,850
6	津山署	ホンダ	フィット	小型	1490	岡山 501 ゆ 5862	1,490	1,080	H24.10.12	R9.10.11	90,769
7	岡山所	三菱	ミニキャブバン	軽貨物	軽貨物	岡山 480 け 2922	650	920	H22.3.15	R10.3.14	63,077
8	津山所	スズキ	ワゴンR	軽	軽	岡山 581 に 4376	650	770	R2.9.3	R9.9.2	26,791
9	倉敷中央(総社)所	スズキ	スイフト	小型	1000 ~ 1350	岡山 502 と 3559	1,240	870	H30.12.14	R9.12.13	18,752
10	笠岡所	ダイハツ	ミライース	軽	軽	倉敷 580 ち 8456	650	730	H26.10.20	R9.10.19	65,847

※走行距離はR8年1月31日時点を表示

※貨物自動車の重量は、車両総重量で表示

令和8年度単価表

別紙2

(1) 全車共通項目

項目項名称	単位	単価(税抜)	分類
エンジンベルト交換	1回		作業料
エンジンベルト	1本		交換部品代
シリンダーカバーガasket交換	1回		交換部品代
エンジンオイル交換	1回		作業料、消耗材(ドレーンパッキン交換含む)
エンジンオイル	1リットル		交換部品代
オイルエレメント	1セット		交換部品代
エアークリーナー	1セット		交換部品代
スパークプラグ	1本		交換部品代
ラジエターホース	1本		交換部品代
冷却水(LLC)交換	1回		作業料
冷却水(LLC)	1リットル		交換部品代
オートマチックオイル、CVTオイル交換	1回		作業料
オートマチックオイル、CVTオイル	1リットル		交換部品代
ブレーキキャリパー及びシリンダー分解	1回(前輪又は後輪左右)		作業料
ブレーキキャリパー、シリンダークリーニング、グリスアップ作業	1回(前輪又は後輪左右)		作業料、消耗材
ディスクブレーキインナーパーツ(キャリパーシールキット)	1セット(前輪又は後輪左右)		交換部品代
ドラムブレーキインナーパーツ(シリンダーカップキット)	1セット(後輪左右)		交換部品代
ブレーキパッド	1セット(前輪又は後輪左右)		交換部品代
ブレーキライニング	1セット(後輪左右)		交換部品代
ブレーキホース	1本		交換部品代
ブレーキフルード交換	1回(前輪又は後輪左右)		作業料
ブレーキフルード	1リットル		交換部品代
エンジン下回り洗浄作業	1回		作業料
車体防錆塗装作業	1回		作業料、消耗材
タイヤ交換	1回/1本		作業料(処分代含む)
タイヤ交換(夏用タイヤ⇄冬用タイヤ)	1回/1台		作業料(バランス調整含む)
ワイパーブレード	1本		交換部品代
ウインドウォッシャー液補充	1回		交換部品代
エアコンクリーンフィルター	1セット		交換部品代
発炎筒	1本		交換部品代
ランプ球交換	1個		交換部品代
検査代行手数料	1回		手数料(印紙代は別途)
車両陸送料	1時間		手数料(引取、納車、タイヤ等積上積下含む)
自動車検査証記載内容変更代行手数料	1回		手数料(検査登録印紙代は別途)

(2) 車両クラス別項目

項目	車両クラス等(排気量等で区分)	単位	予定数量	単価(税抜)	分類
点検費用(法定24ヶ月)	軽自動車	1回	5		車検
	小型車1000~1350	1回	4		
	小型車1490	1回	4		
	小型車1490(プリウス)	1回	1		
点検費用(法定12ヶ月)	小型貨物車2.0以下	1回	5		
基本調整費用	軽自動車	1回	5		車検:点検項目調整
	小型車1000~1350	1回	4		
	小型車1490	1回	4		
	小型車1490(プリウス)	1回	1		
	小型貨物車2.0以下	1回	5		
距離項目調整費用	軽自動車	1回	5		車検:距離点検項目調整 (一定以上走行があった場合の調整)
	小型車1000~1350	1回	4		
	小型車1490	1回	4		
	小型車1490(プリウス)	1回	1		
	小型貨物車2.0以下	1回	5		
保安基準適合検査費用	軽自動車	1回	5		車検:保安確認検査
	小型車1000~1350	1回	4		
	小型車1490	1回	4		
	小型車1490(プリウス)	1回	1		
	小型貨物車2.0以下	1回	5		
12ヶ月点検費用	全車	1回	10		法定点検

項目	車両クラス等(排気量等で区分)	単位	単価(税抜)	分類
タイヤ (エアバルブ含む)	軽自動車	1本		交換部品代
	小型車1000~1350	1本		
	小型車1490	1本		
	小型車1490(プリウス)	1本		
	軽貨物車	1本		
	小型貨物車2.0以下	1本		
スタッドレスタイヤ (エアバルブ含む)	軽自動車	1本		交換部品代
	小型車1000~1350	1本		
	小型車1490	1本		
	小型車1490(プリウス)	1本		
	軽貨物車	1本		
	小型貨物車2.0以下	1本		
バッテリー	34B17~40B19	1個		交換部品代
	50B24~60B24	1個		
	ハイブリッド車用	1個		
	アイドリングストップ車用(軽自動車)	1個		
	アイドリングストップ車用(普通車)	1個		

(3) 法定費用

項目	車両クラス	単位	予定数量	単価(非課税)	分類
自動車重量税	軽自動車	1台	3	5,000	法定費用(24か月分)
	軽自動車(エコカー外)	1台	3	6,600	
	小型乗用車1t~1.5t	1台	3	15,000	
	小型乗用車0.5t~1.0t(エコカー外)	1台	1	16,400	
	小型乗用車1t~1.5t(エコカー外)	1台	2	24,600	
	小型乗用車0.5t~1t(18年経過)	1台	1	25,200	
	小型乗用車1t~1.5t(18年経過)	1台	2	37,800	
	小型貨物車2.0t以下(エコカー)	1台	2	5,000	
	小型貨物車2.0t以下(13年経過)	1台	1	8,200	
小型貨物車2.0t以下(18年経過)	1台	1	8,800	法定費用(12か月分)	
自賠責保険料	軽自動車	1台	5	17,540	法定費用(24か月分)
	自家用乗用車	1台	9	17,650	
	自家用小型貨物車	1台	5	12,850	



### 3 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

#### 1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 令和8年度官用車定期点検等整備業務及びタイヤ交換に係る単価契約
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日

ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。

- (3) 納入場所 仕様書のとおり

#### 2 入札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

#### 3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

#### 4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

## 5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を、令和8年5月7日（木）午前11時まで提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年5月8日（金）正午

※ 電子調達システムに到着するように提出すること（令和8年4月9日（木）午前9時以降、提出可能であること）。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

### (2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年5月8日（金）正午

※ 郵送による入札書の提出を認める。（到達時間厳守のこと。）

※ 令和8年4月9日（木）午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて作成の上、直接提出する場合は別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状（様式2）は入札書簡とは別にし、提出すること。

※郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「〇回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

### (3) 無効の入札

① 競争に参加する資格のない代理人のした入札

② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

③ 記名を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 明らかに連合によると認められる入札

⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

⑧ 入札書に添付して提出が求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のあ

る添付書類を提出した者の入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）おくとともに、開札時まで様式2による委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

① 入札執行前には、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年5月8日（金） 午後1時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5（2）②の連絡先へ連絡すること。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うため、事前の連絡は不要である。また事前に、「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。開催の結果は電話等で連絡する。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する資料、身分証明書等を提示しなければならない。

下記再度入札となる場合は、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

### 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子調達によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

### 8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

### 9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項  
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和8年5月7日（木）午前11時までに提出しなければならない。  
また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 支払条件  
別添「契約書（案）」に定めるとおり、適法な請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。

(5) 入札にかかる注意事項

岡山労働局ホームページから当該入札説明書等をダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) 入札情報の公開

電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

(8) その他

担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク	0570-000-683
・ホームページ	<a href="https://www.p-portal.go.jp/">https://www.p-portal.go.jp/</a>

## 4 付 記 事 項

## 1 提出書類

(1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(2) 入札に参加しようとするものは、次の書類を令和8年5月7日(木)午前11時までに次に掲げる各書類(様式)を提出すること。

①入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3)【電子入札】

②入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2)【紙入札】

③資格審査結果通知書(写)(令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格審査結果通知書)【電子入札】【紙入札】

④電子入札案件での紙入札方式での参加について(様式3)【紙入札】

⑤入札参加受付票(様式7)【紙入札】

⑥誓約書(様式8)【電子入札】【紙入札】

⑦自己申告書(様式9)【電子入札】【紙入札】

上記①、③、⑥、⑦【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑦【紙入札】の書類の提出にあっては、郵送可(期限内到着)とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。このことについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年5月7日(木)午前11時までに提出すること。

## 2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和8年5月8日(金)午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年4月9日(木)午前9時から令和8年5月8日(金)正午までの間に入札書の提出が必須となる(電子入札参加・紙入札参加ともに)ため、注意すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状(様式2)」の提出を忘れないよう注意すること(入札書封筒とは分けること)。

また、紙入札において開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書(様式6)」を提出しておくこと。

ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 橋本

電話 : 086-225-2011

## 契約書(案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛 (以下「甲」という。) を発注者とし、 ●●●● (以下「乙」という。) を受注者として、甲乙両当事者は、次の条項により単価契約を締結する。

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 契約品目仕様及び単価 別紙「仕様書」のとおり
- (2) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 支払方法 口座支払

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第3条 乙は、第1条第1項の2の契約期間中、別紙「仕様書」に基づき、契約対象請負業務 (以下、「業務」という。) について甲より発注があった場合、甲の指定する期日内に完了するものとする。

第4条 乙は、委託業務の全部を第三者 (乙の子会社 (会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。) を含む。) に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者 (以下「再委託者」という。) の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第5条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第4条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第6条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図

変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第7条 乙は、業務の完了時に甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならない。検査の結果、不備があった場合は、乙は、直ちに不備の改善を無償でおこなわなければならない。

第8条 乙は、業務の代金の請求について、実施した業務別に取りまとめをおこない、官署支出官岡山労働局長（以下、「支出官」という。）に請求書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の請求書に明細として実施した業務の品目、数量、単価、金額を記しなければならない。
- 3 乙は、代金請求の際、消費税として請求額の10%（円未満端数切捨て）を加算し請求するものとする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は、変動後の税率により計算した額とする。
- 4 支出官は、適法な請求書を受理して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。
- 5 支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し支払期限の翌日から支払日まで、当該未払い金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として支払うものとする。

第9条 乙は、期限内に業務の履行が困難な場合は、その事由を明示し、納入期日の延期を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は特に遅延料を徴収することができる。この場合の遅延料は、履行期限の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

第10条 乙は、業務のために甲より借り受ける物品（車両）の亡失・毀損等に対し一切の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

第11条 甲は、第7条に規定する検査に合格した履行完了後において、当該履行が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

第13条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定による解除の場合、乙は、解除によって乙に生じた損失の補償を甲に請求することができない。

第14条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
  - (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めたとき
  - (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第15条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の1に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の1に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第18条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第19条 この契約の締結に要する費用及び業務完了に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

第20条 甲は、乙が次の各号の1に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第24条 甲は、第11条第2項、第14条第2項、同条第3項、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第11条第2項、第14条第2項、同条第3項、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
  - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第28条 第27条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第29条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第5項、第11条、第14条第2項、第15条、第17条、第18条、第22条、第24条、第28条、第29条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和8年●月●日

甲 岡山市北区下石井1-4-1  
支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

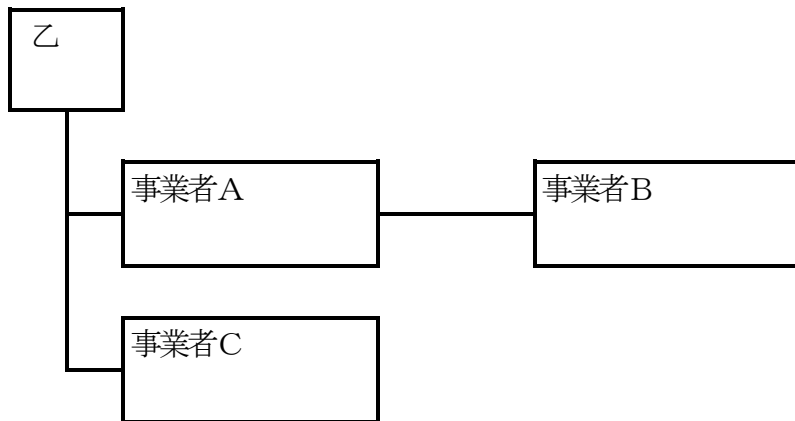
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業 務 の 範 囲
A	岡山市〇〇区・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 殿

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

